

令和 7 年度事業計画

公 徳 学 園

1. 基本方針

(1) 養護目標

当園の児童養護重点目標である『安全と自立』を図りながら、子どもたちが安心して生活できる環境を提供すると共に、将来自立できるように様々な援助を行って参ります。虐待ケースの増加に伴い精神的な療育が必要な児童が増えてきており、関係機関・心理療法士等と意見交換をしながら、全職員が児童の精神的安定を図ります。

(2) グループ養育目標

各グループにおいては夫々の独自性を生かし生活指導・余暇指導・学習指導に取り組み、縦割り・小集団の長所である年長児と年少児・幼児間の情緒的な相互作用（思いやり）やグループダイナズム（喜怒哀楽を皆で共有する）を生かしながらグループ運営を図ります。小規模グループは個別対応が特に必要な児童を対象としており、ユニットリーダーを含む専任職員が調理等日常生活を通じて、それぞれの子どもに応じた養育にあたります。

(3) 養育の重点

- ① 全児童を対象に『援助計画』を作成し、ひとりひとりに合わせた養育目標を立て実践する。
- ② 児童の家族再統合に向けて子ども家庭センターと協力しながら取り組む。
- ③ 虐待等により情緒的問題を有した児童に対しての心理療法プログラムを臨床心理士と処遇職員が連携を図りながら推し進める。
- ④ 中高生に自立に向けての職業指導プログラムを実践する。
- ⑤ 子どもが日々健康で暮らせるよう、体調管理・衛生面に十分配慮し、持病（アレルギー・アトピー・てんかん等）の有る児童については専門医に受診し、改善に努める。
- ⑥ 食事については季節感や行事食をとりいれながら栄養・変化に富んだ献立を組み、児童の発育を促す。
- ⑦ 児童の安全・情緒の安定を図るためにも環境整備を行う。整理整頓・各所清掃・適切な物品の取扱いが身に付くよう支援し児童の身辺自立を図る。
- ⑧ 子ども・子どもと職員がお互いを理解し、個性をひき出す機会となるよう、余暇活動を有効に活用する。
- ⑨ 園内行事の一部（子どもの広場・創立記念パーティー）を自主活動委員会（中高生）が中心に計画・実行する事に依り、児童の自主性を育てる。
- ⑩ 卒園生へのアフターケアに取り組み、社会適応、職場定着を図る。

(4) 運営上の計画

① 体制について

子どもの生活単位を令和 5 年度より小規模 4 グループ（男女各 2）、小舎 2 グループ（男女各 1）の計 6 グループ体制としている。また、昨年度からは小舎グループにおいても、数年後の小規模グループ化へ向け、毎週月曜日の夕食をグループ職員・厨房職員がグループで調理し、グループのリビングでの食事としたが、今年度は、さらに定期的に朝食もグループで調理するようにした。全体的に、小規模グループのメリットを生かしたよりきめ細やかなケアを行う。

- ② リスクマネジメント（危機管理）の取り組み
職員が職務中に感じたヒヤリハットをその都度書き出し、職員会議で全職員が事例を共有する。現場の課題・問題点を明らかにした上で、対応策を講じ、継続的に改善・発展させていく。
- ③ 苦情解決・第三者委員活動
保護者・入所児童等との関わりの中で苦情と捉えられた事項を第三者委員に報告し、第三者の立場から意見・助言を受ける。それらを施設運営にフィードバックし、一層の処遇向上を図る。
- ④ 情報開示
財務状況及びサービス内容についての情報開示を東大阪市のホームページ等を通じて行う。
- ⑤ 職員の資質向上
職員の資質向上に力を注ぐ。
- ⑥ 防災意識の徹底
全職員に防災研修・訓練等を実施し防災意識を徹底する。
- ⑦ 職員間の連絡調整
文書・口答・ミーティング等あらゆる手段にて徹底する。
- ⑧ 第三者評価受審
第三者評価を受審し、運営の改善を行い、より良い体制にしていく。

（５）年間行事計画

各グループが主体となって、子どもたちの要望を取り入れながら、夏休みや冬休みの行事を行う。バーベキューやボーリング大会、スーパー銭湯、近隣府県への日帰り旅行、繁華街での買い物実践体験などが昨年度、実施された。

4月	防災機器点検・訓練	10月	東大阪市施設会合同運動会 防災機器点検・訓練 新家秋祭り参加
5月	子どもの日お祝い	11月	子どもの広場 創立記念パーティー 保育室歯科検診
6月	保育室園外保育	12月	クリスマス食事会 もちつき かねつき
7月	新家夏祭り	1月	新年の集い
8月	地藏盆 作品展 交歓ソフトボール大会 夏休み食事会	2月	節分豆まき
9月	保育室園外保育	3月	ひなまつり 卒園卒業お祝い会 児童定期健康診断 縁日慰問

2. 地域福祉サービス

各市町村と委託契約し、子育て短期支援事業(ショートステイ)を行う。

地域において、保護者が育児疲れ、出産・疾病・看護、事故および災害などの理由により子どもを一時的に養育できない家庭の子どもを受入れる。

少子化や核家族化の進行・単身家庭の増加等に伴い、家庭や近隣社会における養育機能が低下してきており、地域住民のニーズに応えるため引き続き取り組む。

3. 社会貢献事業

社会福祉法人の責務として社会貢献が求められており、施設を開放するイベント行事（子どもの広場）を催し、行政や学校、ボランティア団体・子どもの友人等を招待し地域交流を図る。

その他、小中学校の PTA 活動、地元青年会主催の秋祭り等にも積極的に参加する。

4. 施設整備計画

① 防災設備

防災器具・物品等の充実を図る。

防災器具に関しては業者に年 2 回の点検を依頼し、物品については国施設機能推進費を活用し、大規模災害に備えて防災用品・非常食等の充実を図る。

② 各箇所修繕

老朽化した箇所について、優先順位を決め、順次整備を行う。

5. 職員研修及び連絡調整

(1) 職員研修

職員の資質向上のため全職員が研修に取り組む。

① 新任職員現任訓練

新任職員に対して各業務担当者による講義・各部署での実習を行い、業務全般・組織運営の理解を図る。

② 園内研修会

施設独自の人権研修・処遇研修・OJT 研修・階層別研修・アウトリーチ研修等を実施する。

③ 関係機関が主催する研修会への派遣

大阪府・各子ども家庭センター・全社協・府社協・近養協・児童施設部会・河内会等が行う研修会に職員を派遣する。

④ 自己研修

自主的な研修の参加に対しても奨励する。参加者には、研修報告後に手当（自己研修奨励手当）を支給し、自己啓発を後押しする。

(2) 連絡調整

業務連絡調整と職員の資質向上のため次の通り行う。

① 職員会議	月 1 回	各部署連絡調整、業務についての協議
② リーダー会議	週 1 回	リーダー間の連絡調整、業務についての協議
③ 職員朝礼	週 1 回	各部署連絡調整
④ グループ会議	月 1 回	グループ内の連絡調整
⑤ 給食会議	月 1 回	給食業務についての連絡調整
⑥ 支援会議	随 時	処遇内容・グループ運営について協議

- | | | |
|---------|-----|-------------------------------------|
| ⑦ 心理連絡会 | 随 時 | 心理士と処遇職員との連絡調整 |
| ⑧ ケース会議 | 随 時 | 児童ケースについて協議
場合により家庭センター等関係機関職員同席 |

(3) 職員福利厚生

共済会の各種事業を紹介するほか、職員の集い(互助会)等を通じて職員間の親睦を図る。誕生日祝金・記念日祝金・正月一時金(年玉)を引き続き支給する。

6. その他継続する事業

今年度も次の事業を継続して行う。

- ① 一時保護児の受け入れ～子ども家庭センターからの一時保護児童の受け入れ
- ② 実習生の受け入れ
- ③ 職場体験(大阪府社会福祉協議会事業)の受け入れ
- ④ ボランティアの受け入れ
- ⑤ 施設ホームページを通じて、広く園の広報を行う。
- ⑥ 児童記録ソフトのバージョンアップ・児童棟の Wi-Fi 環境整備を行ったことで、職員の事務効率のアップが図られ、児童の処遇向上にもつながったことから、ICT の活用を継続していく。
- ⑦ 採用サイト(当園ホームページ、外部求人サイト)の掲載内容の見直しをすることで、採用効率をアップさせる。